

令和3年度 学校ICT活用支援等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

弘前市では、子どもたちの「社会を生き抜く力」を養成するために、ICTの活用を視点とした授業改善・授業づくりに取り組み、「個と集団が生きる授業」の実現を目指して、平成27年度からICT活用教育推進事業に取り組んでいる。

これまでICT機器の整備について、モデル校による効果検証結果や学校現場の意見を踏まえながらICT機器を段階的に整備し、令和元年度までに大型提示装置（プロジェクター）及び実物投影機を全ての小・中学校の普通教室に整備した。

また、令和2年度には、誰一人取り残すことなく子どもたち一人一人に個別最適化された学びや、創造性を育む学びの環境構築を目指して、国が掲げる「GIGAスクール構想」の実現に向け、児童生徒1人1台端末及び校内無線LAN環境を一体的に整備した。

そして令和3年度は、GIGAスクール構想の実現に向けた取り組みを加速させるため、これまで整備したICT機器の日常的な活用を支援する、ICT支援員を業務委託により配置することを目的とする。

(2) 業務名

令和3年度 学校ICT活用支援等業務

(3) 業務内容

令和3年度 学校ICT活用支援等業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

(5) 業務委託の契約相手方の選定方法

本業務の契約候補者は、本市の整備機器を活用した具体的かつ効果的な支援方法をプレゼンテーション等によって評価できる、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定する。

2 業務に要する費用（事業費限度額）

17,610千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 公告日現在から契約候補者特定の日までに、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 弘前市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても、参加意思表明書提出の際に、次に掲げる書類の写しを提出するときは、このプロポーザルに限り参加することができる。
- ①登記簿謄本又は履歴（現在）事部証明書（法人）
※参加意思表明書の提出日から起算して3か月以内のものとすること。
- ②身分証明書（個人）
- ③直近2か年の財務諸表等（法人及び個人）
- ④法人にあっては、直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人市民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑤個人にあっては、直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）、地方税（市県民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (5) 次の①もしくは②に該当すること。
- ①公告の日を起算日として前5年の間に、国（独立行政法人を含む。）又は、地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とICT支援員の配置の契約を締結した実績があること。
- ②公告日時点で、文部科学省の「ICT活用教育アドバイザー」の活用事業における、「学校ICT化サポート事業者一覧」(<https://www.oetc.jp/ict/partner/>)に掲載されている事業者であること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和3年8月20日（金）午後4時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
提出先メールアドレス : gakkouseibi@city.hirosaki.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日 令和3年8月24日（火）
- (4) 回答方法 市ホームページに掲載

5 参加表明手続

- (1) 提出書類 参加意思表明書（様式2）
- (2) 提出期限 令和3年8月30日（月）午後4時
- (3) 提出場所 弘前市教育委員会 学校整備課（弘前市役所 岩木庁舎3階）
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、企画提案書等の提出を要請する者が決定し次第、電子メールで直ちに通知した後に、書面の郵送により改めて通知する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3）原本1部
- ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部
 - ア 会社概要（様式4）
 - イ 技術者の概要（様式5）
 - ウ 業務実績調書（様式6）
 - エ 担当技術者調書（様式7）
 - オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式8）
 - カ 再委託調書（様式9）
 - キ 企画提案書（任意様式）
 - ク 参考見積書（任意様式）

※予算限度額以内とする。積算根拠が明確であること。

- ③上記の提出書類の電子データ一式（CD-R） 1部

※データはPDF形式とする。

(2) 企画提案書の作成要領

企画提案書（以下、「提案書」という。）については、下記の要領に従い作成すること。

- ①任意様式とし、A4用紙・文字サイズは10.5ポイント以上で作成し、表紙及び目次を除きA4サイズ片面20ページ以内（両面印刷の場合は10ページ以内）とする。ただし、スケジュールや図表等でA3用紙を使用する場合は、A4の大きさに折って綴じること。
- ②提案書は、仕様書及び下記8で示す審査基準の内容を踏まえ記載し、別途提出の「参考見積書（任意様式）」の内容と一致していること。なお、弘前市に有益と考える提案があれば、自由提案と分かるように明記したうえで記載すること。その際、

費用については見積書に含めたうえで、必要となる経費が分かるように記載すること。

③記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること。

(専門用語や略語を使用する場合は、説明書きを付けること。)

④提出期限：令和3年9月10日（金）午後4時とする。

⑤提出場所：弘前市教育委員会 学校整備課（弘前市役所 岩木庁舎3階）

⑥提出方法：持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法にすること。

7 審査方法

本プロポーザルの審査は以下の要領で実施する。

（1）審査委員会の設置

契約候補者選定にあたり、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため「令和3年度ICT活用教育推進事業 学校ICT活用支援等業務プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会において提案内容の評価を行い、最も評価の高かった者を契約候補者とする。

なお、委員会の審査委員は、審査の公平性・公正性を確保するため、契約候補者の特定後に公表する。

（2）審査（書類審査、プレゼンテーション等による審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、最も高い評価を得た者を契約候補者とする。

ただし、提案者が多数ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された提案者についてのみヒアリング等を実施し、評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果について通知する。なお、審査は非公開とする。

①提案者を特定することができる内容は伏せること。プレゼンテーション等は、参加意思表明書の受付順に実施する。各者のプレゼンテーション等の時間はプレゼンテーション20分以内とし、その後20分程度の質疑応答を行う。

②プレゼンテーション等に出席する者は、3名以内とし、契約を履行する際に本業務に従事する者が最低1名参加するものとする。

③プレゼンテーションは市が用意するプロジェクター及びスクリーンを使用した発表とし、発表に使用する資料は提案書に記載された内容のみとする。また、当日の追加資料の配布や提案書等に無い新たな内容の説明は認めない。

④提案者が1者の場合も、プレゼンテーション等を実施する。その場合、基準点を

満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とする。

⑤プレゼンテーション等に関する詳細は、参加者を選定後、各者に別途通知する。

⑥指定時間までに来所できなかった場合、参加を辞退したものとする。

⑦審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。また、契約候補者にならなかつた提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当課へ説明を求めることができる。

8 審査項目及び配点

提案書及びプレゼンテーションについて、次の評価項目ごとに、審査委員が下記審査項目ごとにA、B、C、D、Eの評価を行い、配点に評価区分に応じた係数(0.0~1.0)を乗じ、項目別評価点を算出する。各項目別評価点を合計した点数が、審査員の評価点となり、審査員の合計点数が最も高いものを契約候補者とする。

ただし、価格点は提案された価格(参考見積書)による評価を行うこととする。

$$\text{価格点} = 30 \times (\text{応募者全体の提案価格のうち最も低い価格} \div \text{当該提案価格})^2$$

(有効数字は小数点第1位までとし、小数点第2位以下は四捨五入とする。)

また、提案者が1者の場合は、基準点を540点とし、各審査員の合計点数が基準点を超えた場合のみ、契約候補者とする。

※提案書及びプレゼンテーションの内容で評価できない項目は、E評価になるため、注意すること。

(表1) 審査項目及び配点

項目番	審査項目		配点
1	業務実績・業務体制	業務体制	10点
		支援員業務の受託実績	10点
		セキュリティ対応	10点
2	業務内容	授業支援	25点
		研修支援	15点
		管理業務	10点
		I C T環境管理・整備	10点

3	I C T 支援員を支える体制	I C T 支援員の資質・能力・体制	15 点
		I C T 支援員の育成	15 点
4	価格		30 点
小計			150 点
自由提案	見積金額内で実施可能な独自の提案		5 点
合計			155 点

(評価区分及び項目別評価点算出方法)

評価区分	評価	項目別評価点
A	優秀である	配点×1.0
B	やや優秀である	配点×0.8
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.2
E	劣っている/提案無し	配点×0.0

9 日程

公告	令和3年8月10日
質問受付締切	令和3年8月20日
質問回答	令和3年8月24日
参加意思表明書の受付締切	令和3年8月30日
提案書受付締切	令和3年9月10日
審査	令和3年9月14日
結果通知	令和3年9月15日（予定）
契約締結	令和3年9月下旬（予定）
業務開始	契約締結日の翌日

10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合
- (6) 提案書及び見積書に記載された内容において、不当廉売等、明らかに公正な競争を阻害するまたは事業実施に支障を来す恐れがあると判断される場合

1 1 契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には契約候補者は改めて見積書を提出するものとする。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は本プロポーザルを延期若しくは中止することがある。この場合において、提案者が損害を受けることがあっても市は賠償責任を負わないものとする。
- (6) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとする。

- (7) 提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ①提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - ②プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等をできるものとする。
 - ③提案者から提出された提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があったときは、当該提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 3 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市教育委員会 学校整備課 企画係 齊藤 大樹

〒036-1393 青森県弘前市大字賀田一丁目 1 番地 1 弘前市役所岩木庁舎 3 階
TEL 0172-82-1645
FAX 0172-82-5899
電子メール gakkouseibi@city.hirosaki.lg.jp